

令和 6 年 9 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 3 4 号	令和 6 年度珠洲市一般会計補正予算（第 4 号）		
議案第 3 5 号	令和 6 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 3 6 号	令和 6 年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 3 7 号	令和 6 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 3 8 号	令和 6 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 3 9 号	令和 6 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 4 0 号	令和 6 年度能登半島地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の 免除及び特例に関する条例について	-----	1
議案第 4 1 号	珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について	-----	3
議案第 4 2 号	珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	-----	5
議案第 4 3 号	珠洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	-----	7
議案第 4 4 号	珠洲市陶芸センター設置条例の一部を改正する条例について	-----	8
議案第 4 5 号	珠洲市教育長の任命につき同意を求めることについて	-----	9
議案第 4 6 号	珠洲市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-----	1 0

議案第 40 号

令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例について

令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等に対する固定資産税の免除及び特例に関する条例

(目的)

第 1 条 令和 6 年能登半島地震による被災家屋等について、固定資産税の納税義務のある者に対する令和 6 年度以降に課する当該年度分の固定資産税につき免除及び特例について定めることにより、被災した納税義務者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公費解体申請」とは、令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等の解体、撤去及び被災用地内流入災害等廃棄物の撤去等に関する要綱（令和 6 年珠洲市告示第 9 号）第 5 条、令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等の自費解体、撤去に要する費用の償還に関する要綱（令和 6 年珠洲市告示第 10 号）第 7 条に基づき、受け付けた被災家屋の解体申請をいう。

(固定資産税の免除)

第 3 条 市長は、公費解体申請がなされた被災家屋で、珠洲市税条例（昭和 58 年珠洲市条例第 3 号）第 61 条第 2 項により登記又は登録がされている家屋については、固定資産税を職権により免除する。この場合において、公費解体申請を令和 6 年 12 月 27 日までに受け付けたときは令和 6 年度以降に課する固定資産税について、令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日までに受け付けたときは令和 7 年度以降に課する固定資産税について適用する。

(被災住宅用地の申告の特例)

第4条 市長は、珠洲市税条例第82条の2第1項に規定する申告書について、公費解体申請又は被災家屋に関する市所有の客観的資料により申告があったものとみなし、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の3に規定する被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例を適用することができる。

（免除及び特例の取消し）

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により前2条の免除及び特例を受けたことを知ったとき、又は公費解体の申請の取り下げがあったときは、直ちにその者に係る免除及び特例を取り消すものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの条例に基づきなされた固定資産税の免除及び第5条の規定は、条例の失効後もなおその効力を有する。

提案理由 公費解体予定家屋に係る固定資産税の免除及び被災住宅用地の申告を不要とすることにより、被災した納税義務者の生活再建を支援するため、所要となる規定を整備するもの。

議案第 4 1 号

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年珠洲市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要となる規定を改正するもの。

議案第 4 2 号

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

珠洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年珠洲市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 5 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 4 項で」を「第 4 項に」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 4 3 号

珠洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

珠洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

珠洲市国民健康保険条例（昭和 3 4 年珠洲市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 4 4 号

珠洲市陶芸センター設置条例の一部を改正する条例について

珠洲市陶芸センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する

令和 6 年 9 月 3 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市陶芸センター設置条例の一部を改正する条例

珠洲市陶芸センター設置条例（平成 4 年珠洲市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 3 項を加える。

（令和 6 年能登半島地震に係る利用の制限等の特例）

- 2 自立支援工房は、第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、第 4 条に定める基礎研修課程を修了した者と同等の技術を保持していると認められる者の利用に供することができるものとする。
- 3 前項の規定による自立支援工房の利用期間は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとし、その利用料は、月額 5, 5 0 0 円とする。
- 4 市長は、公益上又は特別の事由により必要と認めたときは、前項に規定する利用料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 令和 6 年能登半島地震により被災した陶工の事業継続支援のため、自立支援工房の利用について所要となる規定を改正するもの。

議案第 4 5 号

珠洲市教育長の任命につき同意を求めることについて

珠洲市教育長 吉木充弘は、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命すべき教育長

珠洲市若山町経念 1 2 の部 1 2 4 番地

吉 木 充 弘

昭和 3 3 年 8 月 1 7 日生

令和 6 年 9 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第 4 6 号

珠洲市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

珠洲市教育委員会委員 赤坂敏昭は、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、後任者として次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命すべき委員

珠洲市宝立町鵜飼 3 字 5 5 番地

刀 祢 喜 春

昭和 4 9 年 4 月 2 日生

令和 6 年 9 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕